

お客様各位

株式会社フレグインターナショナル

## 宅地建物の売買契約締結に際して本人確認の実施に関するお願い

株式会社フレグインターナショナル（以下「弊社」といいます。）では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「法律」といいます。）の平成20年3月1日施行に伴い、以降、宅地建物の売買契約（以下「契約」といいます。）を締結する際は、次のとおりお客様のご本人確認をさせていただきます。

お客様のご本人確認につきましては、法律により、宅地建物取引業者ならびに取引当事者等に課された義務となりますので、その趣旨・内容をご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 1. ご本人の確認方法と確認させていただく書類

#### （1）ご本人の確認方法

弊社及び弊社グループ会社では、直接、代理、媒介により契約を締結するまでに、以下の書類の原本を直接提示していただくことにより、お客様のご本人確認をさせていただきます。

なお、法律により作成が義務付けられることとなりました、本人確認記録を正確に作成するため、原則としてご提示いただいた本人確認書類のコピーを、取得させていただきます、そのコピーはご返却致しませんので、あらかじめご承知ください。

万一、ご提示いただいた本人確認書類のコピー取得につきまして、ご了解いただけない場合は、事前に担当者あてまでお申し出ください。

#### （2）確認させていただく書類

##### 一. 個人のお客様の場合

氏名、住所、生年月日を確認させていただくことにより、お客様のご本人確認を行いますので、以下のいずれかの書類をご用意ください。

- ①運転免許証
- ②旅券（パスポート）
- ③住民基本台帳カード（氏名、住所、生年月日、写真付のもの）
- ④各種健康保険証
- ⑤外国人登録証明書 等

##### 二. 法人のお客様の場合

- 1) 法人の名称、本店、主たる事務所の所在地を確認させていただきますので、

以下のいずれかの書類をご用意ください。

①登記事項証明書

②印鑑登録証明書 等

2) 法人の代表者など取引の任にあたる方の氏名、住所、生年月日並びに、法人における役職、所属部署についても確認をさせていただきますので、一. の①から⑤までのいずれかの書類と、名刺をご用意ください。

### 三. 代理人の方が手続を行う場合

代理人が有効な権限を有すること、代理人の方の氏名、住所、生年月日を確認させていただきますので、以下の書類すべてをご用意頂き、①・②につきましては原本を、ご提出ください。

また、ご提出頂きました原本につきましては、ご返却致しませんので、あらかじめご承知ください。

①委任状 (お客様ご本人のご署名・ご捺印(実印)のもの)

②お客様ご本人の印鑑登録証明書

③代理人の本人確認書類 (一. の①から⑤までのいずれかの書類)

尚、お客様本人のご本人確認を行っていない場合には、お客様本人の氏名、住所、生年月日についても確認させていただきますので、お客様本人の本人確認書類の原本またはコピーを、代理人の方にお持ちいただくこととなります。

## 2. 注意事項

- (1) 本人確認ができない場合、ご契約手続ができない場合があります。
- (2) ご提供いただいた本人確認書類は、法律に基づき、法律が要請する目的の範囲内でのみ利用いたします。
- (3) 本人確認書類の原本を、ご本人が直接提示する以外の方法により、ご本人確認を行ったお客様及び代理人の方等、本書に記載した以外の本人確認書類を提示されたお客様及び代理人の方等には、法律に基づき必要に応じて、本人確認書類に記載されている住所氏名宛に、契約に係る書類を書留郵便等で転送不要にしてお送りいたします。
- (4) ご本人以外の本人確認書類による取引や、虚偽の本人特定事項の申告による取引は、法律により禁じられており、処罰の対象となります。
- (5) 本人確認書類は、現に有効なものに限りませんが、有効期間がないものについては、発行日から6ヶ月以内のものが有効となります。
- (6) 現在の住所と、本人確認書類の住所の記載が異なっている場合は、あらかじめ住所変更手続きをお済ませ下さい。

以上